

IT活用等による 在宅就業支援事業

研修生募集

第1期生～第3期生募集中

ひとり親や障がいのある方の経済的な自立を目指すため、在宅でのIT就業を希望する方に対してパソコンを貸与、ネット環境を整備し、必要な知識と技術の習得訓練を行うものです。

応募 要件

- ・ひとり親であること、もしくは障がい者であること
- ・e-ラーニングを中心とした訓練に積極的に取り組むことができること
- ・訓練中に行われる集合研修に参加できること
- ・事業の趣旨をよく理解し、研修やOJT(On the Job Training)に意欲を持って取り組めること

募集 期間

第1期

平成22年6月7日(月)～6月24日(木)

第2期及び第3期

平成22年6月7日(月)～8月23日(月)

事業内容に関するお問合せ

「北海道在宅就業支援センター」e-HOTプロジェクト

フリーダイヤル 0120-977-887

Email : info@e-hot.jp

URL : <http://www.e-hot.jp/>

詳しくは
WEBまで

e-HOT プロジェクト

Hokkaido becomes
One by Telework

IT活用等による在宅就業支援事業 募集要項



「e-HOTプロジェクト」とは、北海道が実施する「IT活用等による在宅就業支援事業」の業務委託を受けた、社団法人北海道総合研究調査会(HIT)、株式会社ワイズスタッフ、株式会社マイクロフィッシュ、株式会社テレワークマネジメントの4社からなる「IT活用等による在宅就業支援事業委託業務」受託コンソーシアムの愛称です。

項目	内容															
事業の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親や障がいのある方の経済的な自立を目指すため、在宅でのIT就業を希望する方に対してパソコンを貸与、ネット環境を整備し、必要な知識と技術の習得訓練を行います。 ●研修は基礎訓練(6ヵ月)と応用訓練(最大10ヵ月)を実施し、応用訓練期間中はOJTも実施します。 ●事業の実施期間は平成22年から平成23年までの2年間で、全3期・300人の研修生を募集します。第1期では90名、第2期・第3期ではそれぞれ105名の研修生を募集します。 ●研修終了後、希望を伺いながら就業支援を行います。 															
訓練のコースと内容及び訓練手当について	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン操作の経験と訓練時間により3つのコースを選べます。 ●訓練期間中は研修生に対し、月々訓練手当が支給されます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">Aコース</p> <p>パソコンの操作やタイピング、文章の打ち込みなどの経験のある方が対象です。一日3時間程度(月5.4時間)の基礎訓練、月2.8時間以上の応用訓練を経て技術を習得します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">訓練手当</td> <td>基礎訓練</td> <td>月5万円</td> </tr> <tr> <td>応用訓練</td> <td>月2.5万円</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">Bコース</p> <p>Aコースほどのパソコン操作の経験はない方が対象です。1日3時間程度(月5.4時間)の基礎訓練、月2.8時間以上の応用訓練を経て技術を習得します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">訓練手当</td> <td>基礎訓練</td> <td>月5万円</td> </tr> <tr> <td>応用訓練</td> <td>月2.5万円</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">Cコース</p> <p>訓練のための時間を多く取れない方が対象です。1日1.5時間程度(月3.6時間)の基礎訓練、月1.6時間以上の応用訓練を経て技術を習得します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">訓練手当</td> <td>基礎訓練</td> <td>月3万円</td> </tr> <tr> <td>応用訓練</td> <td>月1.5万円</td> </tr> </table> </div> </div>	訓練手当	基礎訓練	月5万円	応用訓練	月2.5万円	訓練手当	基礎訓練	月5万円	応用訓練	月2.5万円	訓練手当	基礎訓練	月3万円	応用訓練	月1.5万円
訓練手当	基礎訓練		月5万円													
	応用訓練	月2.5万円														
訓練手当	基礎訓練	月5万円														
	応用訓練	月2.5万円														
訓練手当	基礎訓練	月3万円														
	応用訓練	月1.5万円														
参加の要件	<p>訓練にご参加いただけるのは、以下の全ての要件を満たす方とします。</p> <p>ひとり親であること、もしくは障がい者であること</p> <p>ひとり親とは母子及び寡婦福祉法の第6条注で定義されている母子家庭の母及び寡婦、父子家庭の父をいいます。障がい者とは「障害者基本法」第2条に規定する障害者(高次脳機能障害者及び発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)をいいます。</p> <p>e-ラーニングを中心とした訓練に積極的に取り組むことができること</p> <p>e-ラーニングとはインターネットを利用して自宅でパソコンの訓練が受けられるシステムで自分の都合に合わせて訓練ができます。</p> <p>基礎訓練、応用訓練期間中に行われる集合研修に参加できること</p> <p>基礎訓練期間中は2回、応用訓練期間中は2ヵ月ごとに1回行う予定です。</p> <p>事業の趣旨をよく理解し、研修やOJTに意欲を持って取り組めること</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><small>注:母子及び寡婦福祉法 第6条の定義</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの ・配偶者の生死が明らかでない女子 ・配偶者から遺棄されている女子 ・配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子 ・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子 ・上記に準ずる女子を含む </div>															
訓練手当受給上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練手当は所得として収入に算入されます。 ●毎月規定の訓練受講時間を満たした方のみ支給対象となります。 ●虚偽の申告などにより訓練給付を受けようとした場合は、不正受給としてそれ以後の支給が全て停止される他、不正受給額の返還等をしていただくことがあります。 															
OJT(On the Job Training)について	<p>OJTとは応用訓練で学んだ知識を活かし、具体的な仕事を通じてさらに技術や技能を身につけていただく仕組みです。応用訓練の進行・習熟度に応じて実施されます。OJTで発生した報酬は訓練手当とは別にお支払いします。</p>															

訓練の流れ	内容
応募・説明会 (参加必須) 適性審査	<ul style="list-style-type: none"> ●応募のあった方には、説明会の案内を送付します。 ●原則、必ず説明会に参加していただきます。 ●説明会の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨と目的、本事業の詳細についての説明を行います。 ・一般常識等の適性審査を行います。
受講決定	<ul style="list-style-type: none"> ●応募者が多数の場合は、適性審査の結果等を参考に選考させていただきます。 ●選考の結果は通知します。 ●受講決定者には初回集合研修の案内を同封します。(受講者の参加状況に応じて道内各地で開催予定です。)
初回集合研修	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコンのセットアップやネット環境整備、研修に向けての心構えなどを中心に行います。 ●参加者同士の交流の場も兼ねております。気軽に相談し合える仲間作りの場です。
基礎訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●e-ラーニングを中心に行い、期間中に1回の集合研修があります。 ●小テストや3ヵ月毎に行う到達度審査で、訓練の習熟度を確認します。 ●15名を1クラスとし、1クラス毎にトレーナー、サブトレーナーが担当します。
応用訓練 及びOJT	<ul style="list-style-type: none"> ●e-ラーニングを中心に行い、2ヵ月毎に集合研修があります。 ●小テストや2ヵ月毎に行う到達度審査で、訓練の習熟度を確認します。 (Cコースの到達度審査は4ヵ月毎に実施します。) ●訓練の進行・習熟度にあわせてOJTを実施します。

訓練期間中に実施する習熟度の確認において、必要な水準に達していない方は、訓練の継続を中止していただくことがあります。

訓練スケジュール

時期	平成22年度日程										A	B	C
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	コース (予定)	コース (予定)	コース (予定)
第1期	募集開始 締切 6/24	説明会 7/3・4 10・11	集合 研修	+ 基礎訓練 6ヵ月					応用訓練 (最大10ヵ月)		30名	30名	30名
第2期	募集開始 		募集 締切 8/23	説明会 9/4・5 ・11・12	集合 研修	+ 基礎訓練 6ヵ月					30名	45名	30名
第3期	募集開始 		募集 締切 8/23			説明会	集合 研修	+ 基礎訓練 6ヵ月 (平成23年度へ続く)			30名	45名	30名

時期	平成23年度日程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期	応用訓練 (最大10ヵ月)											
第2期	応用訓練 (最大10ヵ月)											
第3期	基礎訓練		応用訓練 (最大10ヵ月)									

説明会について

説明会の参加は必須です。北海道内6ヵ所を予定しています。

(参加者の人数に応じて開催地の変更があります。)

お近くの会場にてご参加下さい。

会場名、場所等は別途ご連絡します。

止むを得ない事情により右記日程で参加が難しい方は
ご相談下さい。

場所	日程	時間
札幌	7/3(土)	13:00 ~ 16:00
函館	7/4(日)	9:30 ~ 12:30
旭川	7/10(土)	13:00 ~ 16:00
帯広	7/10(土)	13:00 ~ 16:00
釧路	7/11(日)	9:30 ~ 12:30
北見	7/11(日)	9:30 ~ 12:30

申込・応募方法

必要書類を下記送付先まで郵送してください。

申込書

託児申込書(託児が必要な方のみ)

応募要件確認書類(右の詳細を参照して下さい)

応募要件確認書類の準備が間に合わない方
などはご相談下さい。

応募要件の確認のためお電話等で確認させていただく場合があります。

書類や応募要件を確認した後、説明会のご案内を送付します。

託児サービスをご利用頂けますので、お子さん同伴で参加できます(無料)。

ご提出いただいた応募書類は返却いたしませんのでご了承下さい。

詳細 ひとり親の方は以下の書類から1点

- ・児童扶養手当の写し
- ・遺族年金手帳の写し
- ・戸籍謄本
- ・母子会がひとり親と認める証明書
- ・シェルターなどの施設や団体・警察などが発行する書類

障がい者の方は以下の書類のうち該当するもの

- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・発行後2年以内の主治医の意見書の写し
(精神障がい者、発達障がい者又は高次脳機能障がい者で精神障害者保健福祉手帳等を所持しない方)
「主治医の意見書」の用紙はハローワークの窓口にあります。主治医に記入して頂き、写しをご提出下さい。

ご提出いただいた応募書類等の個人情報は、当コンソーシアムの責任のもと、適切かつ厳重に管理します。

申込書の送付先

募集受付業務は北海道母子寡婦福祉連合会で行います。

〒060-0031 北海道札幌市中央区北1条東8丁目

社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会 研修受付係

問合せ先

申込みに関するお問合せ

社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会

フリーダイヤル:0800-800-3883 FAX:011-232-8095

事業内容に関するお問合せ

北海道在宅就業支援センター e-HOTプロジェクト

フリーダイヤル:0120-977-887 FAX:011-222-4105

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階

社団法人 北海道総合研究調査会内

URL:<http://www.e-hot.jp/> Email:info@e-hot.jp

<<応募に関すること>>

- ・ 応募にあたって、年齢、子どもの人数、障がいの種類や等級、所得状況により、制限はありますか？
ありません。道内に居住しているひとり親と障がいのある方が対象です。
- ・ 生活保護や失業給付を受けていても受講できますか？
受講できます。ただし訓練手当は収入に算入されます。児童扶養手当の所得制限上も収入に算入されます。
- ・ 手帳がない障がい者(交付手続き中の方も含む)は対象になりますか？
「主治医の意見書(発行後2年以内)」をご提出いただける場合は対象になります。その他のケースにつきましてはご相談下さい。
- ・ 特定疾患の患者は対象になりますか？
対象にはなりません。
- ・ 作業所に通いながら受講することは可能ですか？
可能です。
- ・ 1世帯につき2名以上が応募することは可能ですか？
応募される方がそれぞれ受講要件を満たしていれば応募は可能です。ただし定員を上回った場合などには受講できないことがあります。
- ・ パソコンを持っていない場合は応募できませんか？
訓練期間中、事務局からパソコンを貸与しますのでご自身で用意していただく必要はありません。
- ・ インターネットの通信環境が整っていない場合は応募できませんか？
訓練期間中、事務局で通信環境を整備します。
- ・ パソコンの操作経験がほとんどないのですが大丈夫ですか？
経験が少ない方でも参加できるコース(B・Cコース)があります。
- ・ 現在働いていますが、仕事をしながらでも受講できますか？
e-ラーニングは、一日の中でご自分の都合の良い時間に学習するシステムなので、働いている方も受講可能です。
- ・ 説明会や適性検査等は必ず受けなくてはなりませんか？
いずれも必ず受けなくてはなりません。
- ・ 応募時の選考で受けられないことはありますか？
応募人数が定員を上回った場合などには、受講できないことがあります。

<<訓練及び訓練後に関すること>>

- ・ 基礎訓練は必ず6ヵ月間受けなくてははいけませんか？
応用訓練から受講することはできますか？
全員、基礎訓練から受講していただきます。
- ・ 訓練中に分からないことが出てきたときは、どこかに質問できますか？
専任のトレーナーがいますのでメールやフリーダイヤルでご質問いただけます。
- ・ 自分や家族の病気など、何らかの事情で中断することはできますか？
短期間であれば、可能な場合もあります。トレーナーにご相談下さい。
なお、中断期間中は、訓練手当は支給されません。
- ・ 訓練用のパソコンを家族が使用したり訓練以外に使っても構いませんか？
訓練生の訓練のみに使用してください。
- ・ 説明会や集合研修は札幌市まで行かなくてはいけませんか？
説明会は道内6か所で行う予定です。集合研修は受講者の参加状況に応じて道内各地で開催予定です。お近くの会場にてご参加下さい。
- ・ 訓練を受ける時間は決まっているのですか？
決まっています。一日の中の都合の良い時間で受講できます。ただし一日3時間程度(A・Bコースの場合)のボリュームがありますので、計画的に受講していただく必要があります。
なお、毎月、規定の受講時間を満たしていない場合は、訓練手当が支給されない場合があります。
- ・ 訓練後は確実に在宅の仕事に就けますか？
お仕事のご紹介もしていきますが、必ず仕事に就けることをお約束するものではありません。在宅で就業できる程度の技術・知識が身につくとお考え下さい。
- ・ 在宅就業だけで生活できる収入が見込めますか？
在宅就業だけで生活できる収入をお約束するものではありません。この事業における訓練では、A・Bコースについては、無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながる程度、Cコースについては、子どもが小さい等のためパートを増やせない方が、将来の教育費支出等に備える程度の収入が得られる在宅就業を目指しています。
- ・ 訓練の途中で終了になることもありますか？
訓練期間中は、トレーナーが指導しますが、それでも訓練について行けない場合や、他の参加者に迷惑をかける行為を行った場合、貸与している機材の不正利用があった場合、その他参加の要件に合致しない場合などには、訓練の途中で終了していただくことがあります。